

# Fleeksorm (β版) 利用約款

## 第1章 総則

### 第1条 (本β版サービスの概要・定義)

1. 株式会社F l e e k d r i v e (以下「当社」といいます。)は、当社が提供するオンライン、ウェブベースのアプリケーション提供サービスである、「Fleeksorm (β版)」(以下「本β版サービス」といいます。)の提供に際して、このFleeksorm (β版) 利用約款(以下「本約款」といいます。)を定めるものとします。本β版サービスをご利用いただく場合には、本約款に同意いただく必要があります。

2. 本β版サービスは、当社で開発中のサービス「Fleeksorm」の正式サービス版の完成に向けた品質の向上を目的として、試験的・先行的に提供するものとなります。

3. 本約款において、以下の各用語は、以下の意義を有するものとします。

- (1) 申込者：本β版サービスの利用の申し込みをしようとする者
- (2) 契約者：当社との間で利用契約を締結し、本β版サービスの提供を受ける者
- (3) 個人番号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人を識別するために指定される番号をいう
- (4) 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

### 第2条 (利用契約の成立)

1. 当社と契約者は、第2項に定める各規約類に掲げる内容を契約条件として、本β版サービスの利用契約(以下単に「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

2. 利用契約の契約条件は以下の各規約類により構成されるものとします。

- (1) 本約款
- (2) 当社が提供する仕様書(以下「サービス仕様書」といいます。)
- (3) 当社が契約者に通知する本β版サービスの機能・利用方法に関する説明、注意事項及び制限事項等

3. 利用契約は、契約者が当社指定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。

4. 契約者は、利用契約の申し込みにあたり、当社が指定する契約者の情報(以下「契約者情報」といいます。)について、正確かつ真実の情報を当社所定の方法により提供するものとします。

5. 前項の規定にかかわらず、当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者による利用申込みを承諾しないことができます。なお、当社は、申込者の本β版サービスの申込みを承諾しないと判断した場合、申込者に対して、その旨を書面で通知します。

- (1) 申込者の申込内容に基づく本β版サービスの提供が、当社の技術上著し

く困難であると判断されるとき

- (2) 申込者が、申込みに際して、虚偽の届出をしたとき
- (3) 申込者に第 15 条（当社による利用契約の解約）第 1 項各号に該当する事由があるとき、又はそのおそれがあるとき
- (4) 申込者が未成年者等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていないとき
- (5) 申込者が競合他社等、当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うと当社が判断するとき
- (6) 申込者が、本約款に定める義務を怠ることが合理的に見込まれるとき
- (7) 当社の提供する各サービスについて、申込者が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、又はサービスを停止されていたとき
- (8) その他、業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

### 第 3 条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の新利用約款を適用するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更により当社の義務を縮減する場合又は、契約者の義務を加重する場合には、30 日間の予告期間において変更後の新利用約款の内容を契約者に通知することにより本約款を変更するものとします。
3. 前項の場合、契約者は、本約款の変更後に本β版サービスを利用することにより、変更後の約款に同意したものとみなします。

### 第 4 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を書面、電子メール、又は当社のウェブページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のウェブページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はウェブページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

## 第 2 章 本β版サービス

### 第 5 条（本β版サービスの内容）

1. 本β版サービスの種類及びその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、当社は利用契約に基づき、サービス仕様書に定める条件(以下「サービス仕様」といいます。)に従い、本β版サービスを提供するものとします。

2. サービス仕様は、予告無く変更することがあります。この場合、本β版サービスは、変更後のサービス仕様によります。
3. 前項の場合、契約者は、サービス仕様の変更後に本β版サービスを利用することにより、変更後のサービス仕様に同意したものとみなします。
4. 当社は、本β版サービスの提供に係る業務の全部又は一部を、当社の責任において、第三者に委託することができるものとします。
5. 本β版サービスは、現在も開発途中のものであり、現状有姿及び提供可能な範囲で提供されるものであり、当社は不具合や誤記載等の不存在を保証するものではありません。
6. 本β版サービスは、無償で提供されます。

### 第3章 契約者の義務

#### 第6条 (本β版サービス利用に関する責任)

1. 契約者は、本β版サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本β版サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本β版サービスを通じて契約者が入力又は発信した情報、その他本β版サービスを利用した契約者の行為及びその結果については、契約者が一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. 契約者は、故意又は過失により当社に対して損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者による本β版サービスの利用に関し、契約者の故意又は過失により、第三者に損害が発生した場合において、当社が当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該第三者に対して金員を支払った場合には、紛争の解決に要した費用を含めすべて契約者が負担し、契約者は当社の求償に応じるものとします。

#### 第7条 (ID 及びパスワード)

1. 契約者は、当社が提供する ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。契約者は、ID 及びパスワードを漏洩、紛失した場合、及び ID 及びパスワードを第三者によって不正に使用(以下「不正使用」といいます。)された場合、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、ID 及びパスワードの漏洩、不正使用から生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当該漏洩又は不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合は

この限りではありません。

3. ID 及びパスワードの不正使用により本β版サービスが利用された場合でも、当該行為は、契約者による利用とみなされるものとし、契約者はかかる利用に対するサービス利用料の支払い、その他一切の債務を負担するものとし、また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償するものとし、但し、当該不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

4. 契約者の本β版サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含むいかなる場合であっても、電話による ID 及びパスワードの確認又は再発行の請求には応じないものとし、紛失等により ID 及びパスワードの確認又は再発行が必要な場合は、契約者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとし、

#### 第8条（ネットワークの接続）

契約者は、契約者の責任と費用において、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線等の設備の確保等、本β版サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

#### 第9条（データ等の保管及びバックアップ）

契約者は、契約者が本β版サービスに入力又は登録したデータについて、当社に保存義務がないことを確認し、必要に応じて契約者自身でバックアップを取るものとし、当社は、契約者が本β版サービスに入力又は登録したデータの消去、喪失等に関連して契約者が被った損害について、一切責任を負いません。

#### 第10条（禁止事項）

1. 契約者は本β版サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとし、

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本β版サービスの内容や本β版サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 本β版サービス用設備に対して過剰な負荷を掛ける行為
- (4) 国内外の諸法令又は公序良俗に違反し、当社又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は保存する行為
- (8) 利用契約等に違反して、第三者に本β版サービスを利用させる行為、及び第三者になりすまして本β版サービスを利用する行為

- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (10) 第三者の設備等又は本β版サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (11) 当社提供物（電磁データその他の無体物を含む。）に対するリバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル等を含む一切の解析行為
2. 当社は、本β版サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本β版サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
3. 契約者が故意又は過失により第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、当社は当該行為によって生じた損害の賠償の請求を行います。
4. 当社は、契約者の行為又は契約者が提供、送受信又は登録する情報を監視する義務を負いません。また、第1項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社はいったん削除した情報を現状に復帰する義務を負いません。

#### 第11条（報告等）

1. 契約者は、本β版サービスの利用中に発見したアプリケーションや使用環境に関する不具合等についての報告を行うものとします。
2. 契約者は、当社の実施する本β版サービスの利用に伴うアンケートや広告宣伝活動等に協力するものとし、当社が契約者の商号やアンケート結果等を広告宣伝活動等に使用することを許諾するものとします。ただし、当社が契約者の商号の使用を希望する場合には、別途契約者と協議のうえ、合意した範囲で使用するものとします。

### 第4章 本β版サービスの停止及び廃止

#### 第12条（非常時における停止）

1. 当社は、同時多発的な天災、天変地異等の不可抗力によりやむを得ず本β版サービスを提供できない場合には、契約者からの事前の承諾を要することなく、本β版サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本β版サービスの停止について契約者へ通知するものとします。なお、通常のセキュリティー対策の想定を超えるような第三者による不正アクセス（コンピューターウイルスの混入を含む）が生じた場合も、上記の不可抗力に含まれるものとします。
2. 前項の不可抗力を原因として本β版サービスの提供を停止した場合であって、当社が本β版サービスの復旧のために合理的に可能な限り努力を行ったにもかかわらず、本β版

サービスの復旧が不可能と判断した場合には、契約者に対して通知することにより、本β版サービスを廃止することができるものとします。

3. 当社は、前各項により本β版サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（当社の事情による停止）

1. 当社は、本β版サービスについて運用上又は技術上の支障が生じた場合、修理または復旧のため必要な措置を講じることとします。

2. 前項の修理又は復旧のために必要がある場合、当社は契約者に対して協力を依頼することができるものとし、契約者は合理的な範囲でこれに応じるものとします。

3. 第1項の場合、当社は、契約者への事前の通知を要することなく、本β版サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本β版サービスの停止について契約者へ通知するものとします。

4. 当社は、本β版サービスに関する定期点検や技術的な改変・アップグレードを行うため、契約者に事前に通知の上、本β版サービスの提供を一時的に停止（以下「計画停止」といいます。）できるものとします。当社が計画停止を行う場合、契約者に対して8時間以上前の通知を行うものとします。

## 第5章 終了

#### 第14条（契約者からの利用契約の解約）

契約者は、解約希望日の14日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、通知された解約日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。

#### 第15条（当社による利用契約の解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前通知をすることなく、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 申込みに際して、虚偽の届出があった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合

- (6) 利用契約に違反した場合
- (7) 契約者の行為が第10条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
- (8) 反社会的勢力である、又は反社会的勢力であったと当社が判断した場合
- (9) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
  - ①違法な又は相当性を欠く不当な要求
  - ②有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
  - ③情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
  - ④被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
  - ⑤その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
- (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

#### 第16条 (利用期間)

本β版サービスの利用期間は、利用契約成立日から利用契約終了日又は当社が別途指定する日のいずれか早い日までとします。

#### 第17条 (利用契約終了後の措置)

- 1. 「Fleeksorm」正式サービス版のご利用には、別途当社との間で当社の定める契約条件の「Fleeksorm」正式サービス版の利用契約を締結する必要があります。
- 2. 本β版サービスの利用期間終了までに、契約者が「Fleeksorm」正式サービス版の利用契約を締結した場合は、当該利用契約締結時点における契約者が本β版サービスに入力又は登録したデータを「Fleeksorm」正式サービス版に引き継ぐことができるものとします。
- 3. 当社は、本β版サービスの利用期間終了までに、「Fleeksorm」正式サービス版の利用契約の締結がない場合、本β版サービスの利用期間中に、契約者が本β版サービスに入力又は登録したデータの全てを、契約者に通知することなく削除します。

### 第6章 保証・免責・補償

#### 第18条 (免責)

- 1. 当社は、本β版サービスの提供にあたり、本約款及び利用契約に定めるものを除き、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。
- 2. 本β版サービスの利用により生じる結果及び本β版サービスを用いて行った行為の結果について、その理由を問わず、当社は契約者に対して何らの責任を負いません。
- 3. 当社は、利用契約に反する契約者の本β版サービス利用に起因する、システムの過負荷

及びシステムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。

4. 当社は、本β版サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本β版サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び契約者が本β版サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性を保証するものではありません。

5. 当社は、本β版サービスの提供に関していかなる補償責任も負わないものとします。

6. 当社は、本β版サービスについて税理士法所定の税理士業務、公認会計士法所定の公認会計士の業務及び会保険労務士法所定の社会保険労務士の業務を提供するものではなく、契約者は、本β版サービスにより取得した情報等について、必要に応じて自らの責任において変更、修正したうえで利用するものとします。

7. 当社が責任を負う場合であっても、契約者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害は、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、賠償の対象外とします。

#### 第19条（損害賠償額の上限）

本約款において個別に定める場合のほか、いかなる場合においても、当社らが、利用契約に基づき契約者に対して負担する損害賠償額は、当該損害が当社の故意又は重過失に起因するものである場合を除き、「Fleeksorm」正式サービス版における12ヶ月分の月額サービス利用料相当額を上限とします。

### 第7章 一般条項

#### 第20条（秘密保持義務）

1. 当社及び契約者は、本約款及び利用契約の履行に際して知り得た相手方の業務、技術、取引及び社内情報等を相手方の事前の書面による承諾のない限り、公表し、若しくは第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。但し、当該情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 受領当事者が知る以前に既に公知であった情報
- (2) 受領当事者が知る以前から既に保有していた情報
- (3) 受領当事者が知った後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報

2. 当社及び契約者は、自己の責任において、自己の従業員に本条に定める義務を遵守させなければならないものとします。

3. 本条に定める当社及び契約者の義務は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。



## 第21条（個人情報及び特定個人情報の取扱い）

1. 当社は、本β版サービスに入力されるデータに含まれる個人情報については、本β版サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律及び当社が別に定める「個人情報保護方針」に従って、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じます。
2. 当社は、本β版サービスに入力されるデータに含まれる個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等が生じた場合、当社が適切と判断する方法で契約者に通知するものとします。
3. 当社は、本β版サービスの提供のため必要がなくなった個人情報に関して、当社の責任のもとで速やかに破棄するものとします。
4. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
5. 当社が把握している個人情報の取扱いについては、前条(秘密保持義務)第1項の規定を準用するものとします。
6. 当社は、契約者が本β版サービスにて管理する特定個人情報について、適切なアクセス制御を施し、取り扱わないものとします。
7. 本条に定める当社及び契約者の義務は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

## 第22条（データの利用）

1. 当社は、本β版サービスの改良、維持管理等を目的とする統計調査のため、契約者の本β版サービスの利用状況、画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用するものとし、契約者はかかる統計情報、二次加工活用を行うことに同意するものとします。
2. 契約者は、当社に対し、契約者が入力した質問データを、当社が本β版サービスにおいて提供するAIチャットの開発・改良のための学習データとして使用することを承諾します。ただし、当社は、当該質問データが他の契約者に対し、当該契約者が特定される形で表示されることのないように使用するものとします。

## 第23条（データ等の開示）

契約者が本β版サービスに入力又は登録したデータについて、法令に基づく強制的な開示要請、又は行政当局若しくは司法当局からの強制的な開示要請を、当社が受けた場合、当社は、契約者の同意なく当該要請にかかる契約者のデータ等を法令で強制される限度で開示できるものとします。この場合、当社は当該要請にかかる契約者に対して、事前に通知するものとします。

#### 第24条（届出）

1. 契約者は、契約者情報変更があったときは、速やかに、当社に対し、当社所定の方法で届け出るものとします。
2. 前項の違反によって生じた通知の不到達、本β版サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について、当社らは何ら責任を負わないものとします。

#### 第25条（権利帰属）

当社が契約者に対して提供する本β版サービスにおけるノウハウ、システムその他に存する一切の知的財産権及びその他の権利は当社に又は当社のライセンサに帰属するものであり、契約者はこれを侵害してはならないものとします。

#### 第26条（譲渡禁止等）

当社及び契約者は、本約款及び利用契約上の契約者の地位、並びに権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に対して承継、譲渡、担保提供等してはならないものとします。

#### 第27条（準拠法）

本約款及び利用契約は、日本国法に準拠するものとし、日本国法に従って、解釈されるものとします。

#### 第28条（管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第29条（協議事項）

本約款及び利用契約に定めのない事項又はそれらの条項の解釈に疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議の上友好的に解決するものとします。

#### 附 則

##### 第1条（実施期日）

本約款は、2022年7月29日より実施します。